

第1回 鶴見区制100周年記念事業実行委員会

令和7年3月19日(水)16時～
鶴見区役所8・9・10号会議室

次 第

- 1 鶴見区長挨拶
- 2 実行委員会設立の趣旨・体制（案）について (資料1)
(資料2)
- 3 鶴見区制100周年記念事業実行委員会規約（案）について (資料3)
- 4 役員等の選出・指名について
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 副委員長、会計、監査の選出
 - (3) 運営委員会委員長の選出
 - (4) 顧問について
- 5 令和7年度収支計画書（案）について (資料4)
- 6 コンセプトについて (資料5)
- 7 今後のスケジュールについて (資料6)
- 8 その他連絡事項

第2回実行委員会は7月頃に、鶴見区役所6階8号会議室にて開催予定です。決定次第、ご案内いたします。

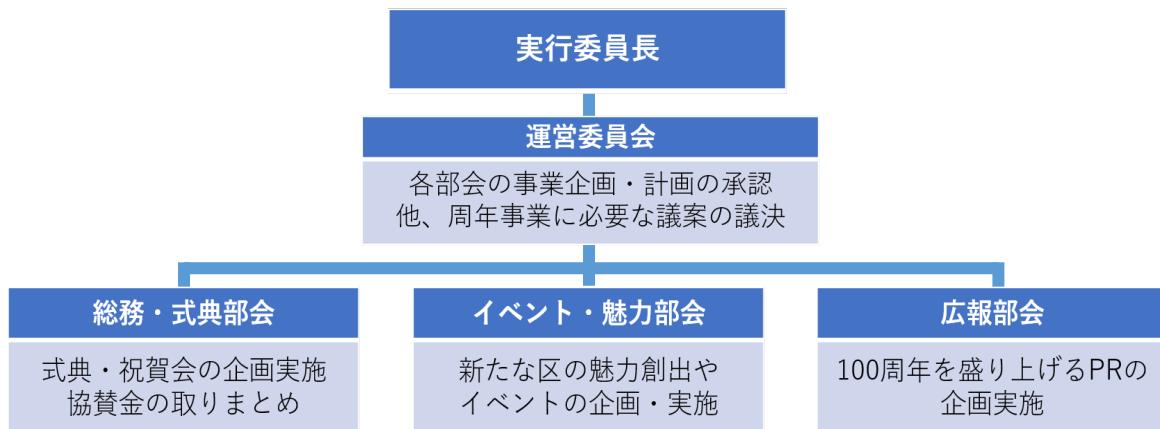
鶴見区制 100 周年記念事業

実行委員会設立の趣旨・体制（案）について

鶴見区は、令和9（2027）年10月に区制100周年を迎えます。鶴見区が誕生してからこれまでの歴史を振り返り魅力を再発見することで、区民の皆様や関係機関、団体の方々と一緒に祝いし、ますます魅力的で元気のある鶴見区の未来に繋げてまいりたいと考えております。

そこで、区内で様々な活動をされている区民の皆様とともに区制100周年を祝い、一層の一体感の醸成を図るため、鶴見区制100周年記念事業実行委員会を設立します。実行委員会には、総務・式典部会、イベント・魅力部会、広報部会の3部会を設置し、区役所も全庁をあげて地域の皆様と一緒に取り組んでいきます。

鶴見区制 100 周年記念事業 実施体制図



※各部会のメンバーは、実行委員会から選出された部会長などに加え、部会長が選出する実行委員以外からの企画・実行力のあるメンバーにより構成されます。

＜鶴見区制 100 周年記念事業 スケジュール案＞



■ 100周年記念事業実行委員会 名簿

No.	役 職	所 属	役職
1	委員長 兼運営委員	鶴見区自治連合会	会長
2	副委員長 兼運営委員長	鶴見区自治連合会	副会長
3	副委員長 兼運営委員	鶴見区商店街連合会	理事長
4	副委員長 兼運営委員	鶴見区工業会	会長
5	副委員長 兼運営委員	公益社団法人 鶴見法人会	会長
6	会計 兼運営委員	鶴見大学	学長
7	監査 兼運営委員	横浜商科大学	学長
8	監査 兼運営委員	横浜商工会議所鶴見支部	鶴見支部長
9	運営委員	鶴見区社会福祉協議会	会長
10	運営委員	鶴見区防犯協会	会長
11	運営委員	鶴見区民生委員児童委員協議会	会長
12	運営委員	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会	会長
13	運営委員	鶴見区青少年指導員協議会	会長
14	委員	鶴見区自治連合会	副会長
15	委員	鶴見区自治連合会	副会長
16	委員	鶴見区保健活動推進委員会	会長
17	委員	鶴見区食生活等改善推進委員会	会長
18	委員	鶴見区環境事業推進委員連絡協議会	会長
19	委員	鶴見区老人クラブ連合会	会長
20	委員	鶴見区スポーツ協会	会長
21	委員	鶴見区地域自立支援協議会	事務局代表
22	委員	鶴見区地域子育て支援拠点	施設長
23	委員	鶴見区PTA連絡協議会	会長
24	委員	鶴見区小学校校長会	会長
25	委員	鶴見区中学校校長会	理事
26	委員	鶴見みどろガイドの会	代表
27	委員	鶴見歴史の会	会長
28	委員	鶴見区文化協会	会長
29	委員	横浜鶴見沖縄県人会	会長
30	委員	大本山總持寺	副監院心得
31	委員	鶴見区国際交流ラウンジ	館長
32	委員	NPO法人ABCジャパン	理事長
33	委員	YOUテレビ株式会社	代表取締役社長
34	委員	株式会社タウンニュース社	鶴見区編集室編集長
35	委員	鶴見区特化型ポータルサイトこれつる～日日是つるみ～	編集長
36	委員	鶴見郵便局	鶴見郵便局長
37	委員	東京電力パワーグリッド株式会社鶴見支社	支社長
38	委員	東日本旅客鉄道(株)鶴見駅	駅長
39	委員	京浜急行電鉄(株)京急鶴見駅	駅長
40	委員	川崎鶴見臨港バス株式会社	取締役経営管理部長
41	委員	JA横浜鶴見支店	支店長
42	委員	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会横浜鶴見支部	支部長

No.	役 職	所 属	役職
43	委員	一般社団法人横浜建設業協会鶴見区会	会長
44	委員	大黒ふ頭連絡協議会	副会長
45	委員	鶴見遊技場組合	顧問
46	委員	鶴見駅西口地区管理運営協議会	会長
47	委員	横浜東部地区連合	議長
48	委員	鶴見区医師会	会長
49	委員	鶴見区歯科医師会	会長
50	委員	鶴見薬剤師会	会長
51	委員	鶴見区交通安全協会	会長
52	委員	鶴見安全運転管理者会	会長
53	委員	鶴見消防団	消防団長
54	委員	鶴見火災予防協会	会長
55	委員	自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所	所長
56	委員	鶴見警察署	鶴見警察署長
57	委員	鶴見区役所	区長
58	委員	鶴見消防署	消防署長
59	顧問	横浜市議員	
60	顧問	横浜市議員	
61	顧問	横浜市議員	
62	顧問	横浜市議員	
63	顧問	横浜市議員	
64	顧問	横浜市議員	
65	顧問	横浜市議員	
66	顧問	神奈川県議会議員	
67	顧問	神奈川県議会議員	
68	顧問	神奈川県議会議員	

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本委員会の名称は「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会」(以下「委員会」という) とする。

(目的)

第2条 委員会は、鶴見区制 100 周年に際し、地域の方が主役となり、区民の一体感の醸成や「鶴見」の歴史の再確認、未来の「鶴見」を創る契機などに資する継続性のある事業を効率・効果的に実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会の委員は、日頃より区政の運営に関わりが深く、第2条の趣旨に賛同する各種団体の代表者などにより組織する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

2 前項第1号から第4号までの役員については、委員の互選によりこれを選出するものとする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順により、その職務を代理する。

5 会計は委員会の会計事務を行う。

6 監査は事業及び会計を監査する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、委員会の解散時までとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の議長は、委員長または委員長が指名した者とする。

3 会議では、次の議案を協議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 年間事業計画

(案)

- (3) 規約等の制定改廃
 - (4) 役員の選出に関する事項
 - (5) その他委員長が必要と認める重要な事項
- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 5 委員会は、円滑な記念事業の執行のため、企画実施・運営について意思決定を運営委員会に委ねる。
- 6 委員会は、顧問を置くことができる。
- 7 会議は、委員長が認めた場合には会議の開催にかえて書面をもって表決することができる。

(運営委員会)

第7条 記念事業の企画実施・運営について必要な意思決定を行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第4条に定める役員に加え、別表1による職のものから構成する。
- 3 運営委員会は、前項の過半数の出席をもって成立する。
- 4 運営委員長は、運営委員の中から実行委員長の指名により選出する。
- 5 運営委員会では、部会から提出された記念事業についての企画・立案等を審議し、実施の是非を決定し、委員会に報告する。
- 6 運営委員会では、他に次の事項を協議、実施する。
 - (1) 関係機関・団体の連絡調整に関する事項
 - (2) 各部会間の連絡調整に関する事項
 - (3) 事業予算の執行に関する事項
 - (4) その他、記念事業について必要な事項等
- 7 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

(部会等)

第8条 運営委員会の下に次の部会を置く。

- (1) 総務・式典部会
 - (2) イベント・魅力部会
 - (3) 広報部会
- 2 各部会長は、委員会の委員の中から、実行委員長の指名により選出する。
- 3 各部会では、記念事業の内容について企画・立案を行い、運営委員会に対して企画案を諮り、事業を執行する。
- 4 部会長は、区民、各種団体から、記念事業の実施に必要な部会員を指名することができる。
- 5 部会では、必要に応じてその下に分科会を置くことができる。

(財務)

第9条 記念事業にかかる経費は、区民、企業等からの協賛金及び市の補助金等をもって充てる。また、記念事業にかかる経費は、委員会が管理する。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

(案)

(事務局)

第 10 条 委員会の事務を担う機関として事務局を設置し、事務局を鶴見区役所内（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1）に置く。

- 2 事務局には、事務局長と事務局次長を置く。事務局長と事務局次長は、委員長が指名し、委員会の承認を経て、選出するものとする。
- 3 事務局長は委員長の命を受け、委員会及び運営委員会、各部会の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。
- 4 事務局次長は、事務局長の命を受け、委員会及び運営委員会、各部会の事務を掌理し部会等と連絡、調整を図り、事務局員を指揮監督する。
- 5 事務局は次に掲げる事務を行う。
 - (1) 事業全体の企画立案・実施に関する事務
 - (2) 関係機関・団体の連絡調整に関する事務
 - (3) 各部会間の連絡調整に関する事務
 - (4) 金銭並びに物品の保管その他出納に関する事務
 - (5) その他委員会が必要と認める事務
- 6 事務局の職員は事務局長の指名によりその職務を遂行する。
- 7 本委員会の現金、物品及び口座の管理については、事務局次長をその管理者とする。
- 8 本委員会が銀行口座を保有する場合には、事務局次長をその名義人とする。

(設立年月日)

第 11 条 本委員会の設立年月日は令和 7 年 月 日とする。

(所在地)

第 12 条 本委員会の所在地は神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所内とする。

(その他)

第 13 条 委員長は、この規約に定めることのほか、必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表 1

役 職	職 名
運営委員	鶴見区社会福祉協議会会長
運営委員	鶴見区防犯協会会长
運営委員	鶴見区民生委員児童委員協議会会長
運営委員	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会会長
運営委員	鶴見区青少年指導員協議会会長

鶴見区制100周年記念事業実行委員会 令和7年度収支計画書案

収入

項目	(千円)	摘要
区補助金	1,000	
計	1,000	

支出

項目	(千円)	摘要
広報費	800	・ロゴ作成（デザイナー委託）300 ・広報グッズ 250 ・各種チラシ等の制作 250
事務費	200	郵送費、会議用消耗品購入 ほか
計	1,000	

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 今後のスケジュールについて

日程	実行委員会議事（予定）	部会議事（予定）
第1回 (R7年3月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会設立について ・規約の決定 ・役員等の選出・指名 ・R7収支計画案 ・コンセプトについて ・今後のスケジュール 	
第2回 (R7年6～7月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプト決定 ・今後の全体スケジュール ・部会委員の決定 ・部会長の指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要・実施計画 ・部会開催スケジュール
第3回 (R7年11月頃) ※書面開催予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ロゴデザイン候補・キャッチフレーズの選定 	<p>(1～2回開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会の事業実施計画 (R8年4月～R9年12月) の検討 ・各部会の予算案の検討
第4回 (R8年2月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画 (R8年4月～R9年12月) ・R8・9年度予算 ・協賛金ガイドライン ・共催・認定事業要綱 ・ロゴデザイン決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会の事業実施計画 (R8年4月～R9年12月) ・各部会の予算案